

市民課等窓口用封筒の無償提供の取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、高槻市広告事業実施要綱（平成24年4月20日制定。以下「要綱」という。）及び高槻市広告掲載基準（平成24年4月20日制定。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、市民課等に設置する窓口用封筒の無償提供の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市が発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民等に提供する封筒で、市の業務案内及び企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 広告枠 窓口用封筒に広告を掲載するためのスペースをいう。
- (3) 事業者 窓口用封筒に広告掲載を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びにその他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口用封筒を無償提供するとともに広告料を支払う事業者をいう。
- (4) 広告主 広告枠に広告掲載を希望する者をいう。

(設置場所)

第3条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市民課及び支所その他市長が指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、窓口用封筒の広告事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）で定めるものとする。

(事業者の選定)

第5条 本要領による事業者の選定は、制限付一般競争入札によるものとする。

(事業者の募集)

第6条 事業者の募集にあたっては、仕様書及び入札要綱を作成するとともに、公告、ホームページへの掲載等の方法により周知して、参加希望者を募集するものとする。

(契約の締結)

第7条 市長は、事業者を決定したときは、窓口用封筒の無償提供に関する契約を事業者と締結するものとする。

(経費の負担)

第8条 窓口用封筒に掲載する行政情報並びに広告の制作費、窓口用封筒の供給・回収経費、広告主の募集等その他窓口用封筒の提供に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

(窓口用封筒の仕様等)

第9条 事業者は、市の指示に従い窓口用封筒に行政情報を掲載しなければならない。

2 封筒の規格、必要枚数及び広告枠の掲載面積等は、仕様書において定める。

3 その他、納入時期等仕様書に定めのない詳細な事項については、事前に市と協議し、承諾を受けた後に作成しなければならない。

(広告の基準)

第10条 広告枠に掲載する広告の内容及び広告主の業種等は、次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 要綱第4条及び掲載基準を遵守するもの

(2) 広告主は、原則として市内に事業所を有する法人若しくは市内に住所を有するものであること

(3) その他市長がこの事業の趣旨に照らして不適切と判断したものを除く

(広告主の募集等)

第11条 事業者は、広告主の募集及び広告制作等、広告掲載にかかる一連の業務において、要綱、掲載基準、本要領、仕様書及び契約内容を遵守しなければならない。

2 事業者は、広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

(広告内容等)

第12条 事業者は、第10条の規定に基づき、当該広告の掲載及び広告内容について適否を検討し、適当と認める場合は、広告原稿を事前に市に提出し、内容を協議した上で承諾を受けたものを掲載しなければならない。

2 市は、広告原稿の提出を受けたとき、原則として14日以内に広告内容を審査し、事業者に広告掲載の可否を通知するものとする。

3 市の審査後、広告内容の協議、修正等により広告掲載に時間を要し、事業者及び広告主に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わない。

4 事業者は、広告枠を区別する明確なスペースを設けるなど、広告内容が行政情報と誤認されないよう配慮しなければならない。

5 事業者は、広告内容について市が広告主であるような誤解を受けることのないよう配慮し、広告枠内に事業者の問合せ先を明示しなければならない。

(広告掲載承諾の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、当該広告掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、広告内容を市に確認することなく変更したとき
- (2) 事業者が、各種法令又は要綱、掲載基準、本要領、仕様書及び契約内容に違反している若しくはそのおそれがあるとき
- (3) 前2号に掲げるものの他、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき

2 前項の規定に基づき、広告の掲載を取り消した場合、事業者及び広告主に損害が生じたとしても、市はその損害の賠償の責めを負わない。ただし、市に重大な過失が認められる場合は、この限りではない。

(事業者の責務)

第14条 事業者は、広告の募集方法、広告の掲載及び広告内容等について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、一切の責任を負うものとし、直ちに問題解決にあたるものとする。

2 前項の規定の範囲において、市に損害が発生した場合は、事業者がその損害を賠償する責任を負う。

(提供の中止)

第15条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を一方的に中止することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月18日から施行する。